

第271回鳥取県内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成30年2月22日（木） 午前10時30分から

2 場 所 ホテルセントパレス倉吉ウインザーサウス（2階）

3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、絹見委員、西本委員、川原委員、竹内委員、水谷委員
事務局：平野事務局長、高橋書記
鳥取県：水産課 小畑水産振興局長、丹下係長、志村係長
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室：福井室長

4 傍聴者 なし

5 議 事

（1）コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る対応について（協議事項）

〈議事経過及び結果について〉

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として寺崎委員、竹内委員を指名した後、議事に入った。

4 議事

（1）コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る対応について（協議事項）

〔原案に同意する旨が決議された〕

事務局が資料1に基づき説明した。

〔安藤会長〕

今日はいくまでも案の協議ということで、これが最終的に決定案ということにはなく、3月の委員会の中で最終決定をさせていただき、関係各所に通知等をしていく。今日は決定案ではないことを、御承知おきいただきたい。その前提において、委員会指示の変更案の内容、対応マニュアルの変更、この大きく2つの内容について意見を伺う。まず、指示の変更案について、指示内容を分かりやすくするため、全県に指示をしてはどうかとあるが、そのあたりいかがか。移動制限を全県水域に指定する変化について、今回はこの指示内容の中にはそれも含めて理解していただきたいということか。

〔丹下係長〕

そう。現行には、書かれてなくても、実際にされていることも全部含んでいる。例えば食用に供する場合、その場で獲って放流する場合も包括した形に変更案を作成した。なお、この変更案を協議していただいた後は、養殖業者、市町村に意見がないか照会をする予定にしている。

〔絹見委員〕

これから春先になるとコイやフナが浮いているのを見ることがある。検査しても、ある程度期間が過ぎるとわからないが、もし見つけた場合は、やはり持っていったほうがいいか。

〔丹下係長〕

通報した上で、こちらが状況を聞き取って、場合によっては見に行き行って判断することになる。

〔川原委員〕

この対応マニュアルを見ると、既発生水域では検査しないということか。

〔丹下係長〕

これまでどおり通報は受ける。魚が死んでいるということは水質事故の場合もあるため、コイであればコイの対応になっていく。その場合、KHV病の可能性があるということで、今までは既発生水域なら検査をしていたが、今後はしないことにするという内容である。

〔川原委員〕

とてもシンプルでいいと思う。

〔水谷委員〕

既発生水域から既発生水域の移動不可能というのがありますが、その場で釣り上げてリリースする場合はどうか。

〔丹下係長〕

それはしても良い。

〔水谷委員〕

キャッチ&リリースは可能という一文があったほうがいいと思う。これだけ見ると、釣っている人間からすると、釣り上げたコイは戻したらいけないと思う人もいる。以前、東郷池で釣った魚を湖山池で放流しているということがあった。その場なら同じ水系だから可能であるが、既発生水域内での移動も移動になるので、その場合について疑問があった。その場でのリリースが可能であれば、同じ水系なら可能であるということは理解している。この指示内容であると、既発生水域で釣ったコイは絶対戻してはいけないと思う方もいるかもしれない。その場所でのキャッチアンドリリースは可能ということは示しておいたほうが良いと思うが。

〔安藤会長〕

そのような特別な事例は他にどのようなことが考えられるのか。

〔平野事務局長〕

まさにキャッチアンドリリース、あるいは食用に持ち出す場合が考えられる。この委員会指示の内容を厳密に見れば、水系や水域というのは、かなり広いところを示すと思うが、水面は、例えば東郷池で釣ったコイは、その東郷池の中であればリリース可能と読むことができると考えている。一方で、これを広く各市町村を通じて県民に周知する場合、そういった質問に対してきちんと答えられるように、別途事例としてキャッチアンドリリースは可能と示すのがよいと思う。県庁でも、意図する日本語が正しいのか法制で審査するので、審査の上、より日本語として正確なものにしたい。これを周知するときには、出来るだけ分かりやすく、かみ砕いて、言っていく。キャッチアンドリリースあるいは、食用に持ち出すことについては、放流でも遺棄でもないので、可能であると周知していく。

〔安藤会長〕

各市町村に対しての説明は会議で行うのか、文書だけか。

〔丹下係長〕

ホームページなども考えている。

〔平野事務局長〕

現時点では、原案の段階で照会をして、意見等なければ文書による通知を考えている。説明を求められれば、必要に応じて対応を考えている。

〔安藤会長〕

変更後は、未発生水域も指定水域の中に入ってしまうので、未発生水域が存在する市町村が今までの対応と異なってくると心配をすると思うが、その点についてはいかがか。

〔丹下係長〕

コイに関わらず、魚が死んだという通報は市町村を通じて県に入る。県では、既発生水域の指定はしないが、既発生水域がどこまで広がったかということは、防疫の観点から押さえておく。未発生が既発生になったときには、市町村と連携して、場所の確認や、作業は今までと同じように行うので、市町村の対応は実際は変わってこないと考えている。

〔安藤会長〕

必要なのは蔓延防止ということか。

〔丹下係長〕

そうだ。

〔安藤会長〕

未発生の区域で事例が起きたら、すぐに対応する体制に持っていくことということでよいか。

〔丹下係長〕

それは一緒。

〔安藤会長〕

それはありがたい。あわせて、マニュアルについても意見はいかがか。

〔川原委員〕

報道機関への公表は、国との協議の上に決定することとなっているが、ウイルスが蔓延ということになったら、迅速に報道しないといけない場合もあり得ると思うが、国との協議に時間がかからないか心配している。

〔丹下係長〕

県の資料提供はそういう形に変えるということで、コイヘルペスが出た地域に対しては、防災無線を通じて市町村から注意喚起をするつもりでいるので、地域には迅速に伝わるようにはなる。それは今までと変わらずと考えている。

〔小畑水産振興局長〕

マニュアルはこのように書いてあるが、これにとられることはなく、おっしゃるとおり、県の判断で公表する場合は当然ある。必ず国と協議し、国の了解を得られないと公表しないということではない。

〔川原委員〕

毎回必ず国にとっていうわけではないということか。

〔小畑水産振興局長〕

はい。

〔川原委員〕

承知した。

〔平野事務局長〕

蔓延防止の観点では、民家でコイが死んだ場合、そのコイを川に捨てることが一番よくない。やはりその持ち主、あるいはその集落の人に対しても、死んだコイがいたらそれは取り上げてきちんと埋めるという適切な処理を指導することは、これまでどおり市町村を通じてやっていく。

〔絹見委員〕

例えば死んだコイを放流した場合に、法的な罰則はあるか。

〔小畑水産振興局長〕

残念ながら無い。

〔絹見委員〕

岡山が漁業権の切換え時に、漁業権魚種からコイを外したために、委員会指示をしてないとなっているが、岡山県の場合、県が指示をするのか。

〔小畑水産振興局長〕

どこもしてないと思う。

〔丹下係長〕

してない。

〔小畑水産振興局長〕

県も委員会もしてない。

〔絹見委員〕

では、指示はどこからも出てない。

〔小畑水産振興局長〕

出てない。

〔丹下係長〕

千葉や茨城のように移動自粛や、蔓延防止策を呼びかけていると思うが、コイが死んだら検査をしないのではなく、鳥取県よりきめ細やかに検査はしていると聞いた。既発生、未発生に関わらずコイが死ぬ度に調べていると聞いた。

〔平野事務局長〕

岡山県は漁業権魚種から外したことが、委員会指示をしていない理由のように記載されているが、漁業権魚種に関わらず、あくまでコイヘルペスの蔓延防止のために委員会指示をしている。

〔安藤会長〕

指示はしていないが、検査はしているということか。

〔丹下係長〕

そうだ。

〔安藤会長〕

では、今後この変更案の内容で進めるということによろしいか。それでは、2つ目の議題に入る。

（２）漁業権切替えに係る漁場計画について（協議事項）

〔原案に同意する旨が決議された〕

事務局が資料2に基づき説明した。

〔安藤会長〕

意見はいかがか。

〔絹見委員〕

東郷湖は個人所有の土地があり、漁業権免許の申請をする際、その土地の所有者に許可をもらってから申請したが、湖山池でも個人の土地はあるか。

〔平野事務局長〕

東郷湖に個人の土地があったことは覚えているが、湖山池には無かったように記憶している。3河川2湖沼の中で、個人の同意をつけて申請していたのは東郷湖だけだと記憶している。

〔小畑水産振興局長〕

水面の下に土地があるのか。

〔水谷委員〕

東郷湖の場合は、温泉が湧いていることも関係しており、以前、池の真ん中ではなく、岸縁で温泉が湧いていたところがあり、その土地の問題であったと思う。

〔絹見委員〕

漁業権免許を申請するのに、その土地の所有者の許可を取りに行ったことがある。

〔水谷委員〕

その所有者にとって、どうしても使わなければいけない場所でないにも関わらず、私も聞いてびっくりした。

〔絹見委員〕

その場所を自分の土地だと言いはり、石をどんどん入れていた。漁協にも連絡はなかった。

〔平野事務局長〕

法律上、漁業権は池内の個人の土地の上であっても、公共水面という位置づけになっていれば免許できることになっている。

〔安藤会長〕

あれは公共水面であるから。

〔平野事務局長〕

ちなみに、今回の5年という免許期間について。漁業法では、共同漁業の免許期間は10年とするとなっている。ただし、都道府県知事は短い期間を設定できるとなっているため、それに基づき10年よりも短い期間を設定するということである。海面の区画漁業や定置網漁業といった漁業権免許は5年間となっている。10年よりも短い期間で、3年でも5年でも、7年でも8年でも何年でもよいが、漁業権免許のためには事務手続をやっていく必要があり、海面の定置漁業と区画漁業の漁業権の切換えの時期にあわせ、前回の切換え時に免許期間を5年に設定した。その残りの期間として、今回また5年間で免許しようとするものである。

〔安藤会長〕

前回の申請の残任期間といったイメージか。

〔平野事務局長〕

そのようなイメージだ。

〔川原委員〕

漁場計画案に記載してある魚種のうち、湖山池に最適で経済的な効果のある魚種は何か。

〔平野事務局長〕

非常に難しい質問であるが、汽水か淡水かによって生息できる魚は、コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ。湖山池漁協の主要な漁獲物であるヤマトシジミは汽水域で生息する魚種である。以前はフナ、ワカサギ、テナガエビが漁獲の中心だったこともある。

〔川原委員〕

今はヤマトシジミだけということか。

[平野事務局長]

その他の今回対象としている魚種についても、決して絶滅しているわけではなく、ある程度生息しており、引き続き漁業権免許するということである。

[水谷委員]

資料にある2014年から17年のデータは、センターの調査によるものか。

[福井栽培漁業センター増殖推進室長]

調査結果だ。

[水谷委員]

数字上ではシラウオが劇的に変わっている。

[福井栽培漁業センター増殖推進室長]

シラウオは、宍道湖や東郷池でも十分いる。

[平野事務局長]

淡水でしか生きられない生物というわけではない。

[福井栽培漁業センター増殖推進室長]

テナガエビも塩分がある場所でないと、淡水では再生産しない。

[水谷委員]

逆に、汽水域になったことで、数的には生存率が上がっている部分もある。

[川原委員]

汽水化して湖の汚染が抑えられているので、テナガエビの生息数は増えると思っている。テナガエビは観光資源になると思うのだが、そこは余り重要視されていないと感じるがいかがか。

[小畑水産振興局長]

今はシジミの調子がいいので、シジミに力を入れている。

[水谷委員]

シジミの漁獲量が上がって。

[寺崎委員]

大きいのが高いからね。

[川原委員]

そうだ。

[竹内委員]

テナガエビが増えれば、何が増えるか。

[水谷委員]

いい餌であるからね。

[水谷委員]

テナガエビが増えれば、他のエビももちろん増える。

[竹内委員]

テナガエビを餌にするとウナギがよく獲れる。

[川原委員]

ウナギの稚魚が放流されていることを今回知り、すごいなと感じた。

[水谷委員]

シラスウナギは、放流するのが難しい。

[寺崎委員]

千代川も放流するのは、価格が高くて難しい。

[水谷委員]

高い。シラスは海でないと獲れないか。卵から孵化させる技術が出来れば状況は違ってくる感じるが。

[福井栽培漁業センター増殖推進室長]

今、国で一生懸命頑張っているようだ。

[絹見委員]

個人的に孵化に成功しているところがあった。

[水谷委員]

近大が挑戦して、多少できているようだ。

[安藤会長]

ウナギの完全養殖は、一部成功しているが、技術、生産性もまだ確立されていない。

[水谷委員]

技術、生産性が確立されれば変わってくる。放流数も変わってくることもある。

[安藤会長]

センターで調査しているこのデータは、今後どこかに出ていくのか。

[平野事務局長]

湖山池会議等の、湖山池について検討している会議があり、そちらに既に出ている資料である。

[安藤会長]

テナガエビ、シラウオは、既に増えているように見えるが、コイ、ギンブナ、ワカサギは現地調査の数字だけでは増えているように見えないが。

[平野事務局長]

実際に増えているとは言えない。ただ生息は確認されているということ。生息が全く確認されていなければ、漁業権免許の対象にならないが、生息が確認されており、実際に漁もされているということで、免許対象となっている。

[寺崎委員]

湖山池のナマズはどういう状況か、御存じの方があれば。

[平野事務局長]

昔はいた。

[福井栽培漁業センター増殖推進室長]

時々獲れる。

[安藤会長]

湖内部では恐らく無理。流入河川など塩分濃度が低い水域に限られる。

[寺崎委員]

以前は、春になるとかなりの数がいたが。

〔安藤会長〕

用水路に。

〔寺崎委員〕

田んぼの中に入ることもあった。興味があって栽培漁業センターに湖山に成魚がいないかと尋ねたら、なかなかいないと言われた。ナマズは美味しいのだが。

〔竹内委員〕

千代川はいない。河口に近いところでは結構獲れる。夜9時から10時ごろ、山から大きなミズを取ってきて餌にして獲れるようだ。

〔絹見委員〕

千代川の下流の方にはいるようだ。

〔竹内委員〕

いるとは思いますが、釣っても全部再放流する。

〔水谷委員〕

釣っても全部返す。私の子どもが、50センチ程のサイズの物を、中流域で釣っている。

〔安藤会長〕

漁業権魚種については、資料に上げている文言で進めていただくということで、よろしいか。では、そのようによろしくお願いいたします。本日の議事については、終了する。

6 閉会

〔平野事務局長〕

では、以上で終了する。

議長 会長

署名委員

署名委員